

○宇都宮市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)の施行については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(墓地等の経営主体の基準)

第2条 法第10条第1項の規定による許可を受けて、墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)を經營しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、公衆衛生その他公共の福祉の見地を踏まえ、墓地等の經營の永続性、公益性及び非営利性が確保できると市長が認める場合に限り、墓地等の經營をすることができる。

- (1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人(以下「宗教法人」という。)であって、同法第52条の規定により登記された事務所を3年以上市内に有するもの(自己の所有地に墓地又は納骨堂を設置し、經營を行うことがやむを得ないと認められる者であって、かつ、墓地又は納骨堂を經營するために必要な財産その他の経理的基礎を有していると認められるものに限る。)
- (2) 宗教法人以外の法人その他の団体であって、主たる事務所を3年以上市内に有し、既存の墓地等では埋葬等を支障なく行うことができない状況であることその他の墓地等を新設することについて市長が特別な理由があると認めるもの(自己の所有地に墓地又は納骨堂を設置し、經營を行うことがやむを得ないと認められる者であって、かつ、墓地又は納骨堂を經營するために必要な財産その他の経理的基礎を有していると認められるものに限る。)

(令2規則27・全改)

(墓地等の敷地の基準)

第3条 墓地等の敷地は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 墓地等を經營する者が所有する土地であって、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものであること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
 - ア 人家及び公共施設との距離が、墓地又は納骨堂にあつては100メートル以上、火葬場にあつては250メートル以上離れていること。

イ 高燥であり、かつ、飲用地下水に支障を及ぼさない土地であること。

- (3) 宗教法人が経営する納骨堂にあっては、宗教法人法第3条に規定する境内地又は墓地若しくは火葬場の区域内であること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
- (4) 法第10条第2項に規定する墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設(以下「墓地等の区域等」という。)の変更にあっては、既存墓地等と一体性が保たれていること。
- (5) 墓地の区域の縮小により改葬が必要となるときは、改葬が終了していること。
- (6) 他の公共的な土地利用計画に支障が生じるおそれがなく、他の法令等により許認可等の制限があるときは、当該許認可等を受けた又は受ける見込みであること。

(令2規則27・全改)

(墓地等の構造の基準)

第4条 墓地等の構造は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 周囲は、美観を伴う塀又は密植した樹木の垣根を設け、隣地との境界を明らかにすること。
- (2) 適当な通路を設けること。
- (3) 当該墓地等の区域内に、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場が設けられていること。
- (4) 火葬場にあっては、火炉及び煙突は、堅牢な構造で、かつ、防臭及び防じんの装置を備え、死体安置所、付添人控所、残灰処理の施設その他必要な附属建物を設けること。

(令2規則27・全改)

(事前協議)

第5条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該申請に係る計画について、あらかじめ、市長に協議(以下「事前協議」という。)をしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 事前協議を行おうとする者は、事前協議書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 墓地等の位置図及び付近の略図
- (2) 墓地等の敷地の登記事項証明書及び実測図並びに当該敷地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し

- (3) 墓地にあつては造成設計図、納骨堂にあつては建物、納骨施設等の設計図、火葬場にあつては建物、火炉、煙突その他附属施設の設計計算書、設計図及び仕様書
 - (4) 墓地又は納骨堂にあつては周囲100メートル以内、火葬場にあつては周囲250メートル以内の区域に所在する人家並びに公園、学校、病院、河川、鉄道及び国道、県道その他の主要道路(次条において「人家及び公共施設等」という。)と当該墓地等の敷地との距離を示した図面
 - (5) 地方公共団体以外の法人が経営しようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 当該法人の規則、定款又は寄附行為の写し
 - イ 当該法人の登記事項証明書
 - ウ 当該法人の意思決定機関の決定を証する書類
 - エ 当該法人が備え付けている直近3年の財務に関する書類(財産目録、貸借対照表、公益法人にあつては正味財産増減計算書、宗教法人にあつては収支計算書その他墓地等の経営者の財務の状況を示す書類)並びに直近年度の残高証明書等の財産目録及び貸借対照表に記載されている預貯金を確認できる書類
 - オ 資金計画に係る書類
 - カ 経営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
 - キ 維持管理計画等墓地等の使用及び管理の方法を記載した書類
 - (6) 墓地等の需要の見込み等を証する書類
 - (7) 墓地等に隣接する土地(隣接する土地が、道路の場合は当該道路を隔てた土地、申請予定者(申請予定者が個人である場合は三親等以内の親族を含み、申請予定者が地方公共団体以外の法人である場合は当該法人の役員を含む。)の所有する土地である場合は当該土地に隣接する土地。以下この号において同じ。)の所有者及び当該隣接する土地について地上権、賃借権その他使用収益の権利を有する者の意思を明らかにした書類
 - (8) 墓地等の敷地から、墓地にあつては周囲100メートル以内、火葬場にあつては周囲250メートル以内の区域に人家が所在する場合は、その人家に居住する代表者の意思を明らかにした書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、事前協議書の提出があつたときは、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の意見を聴取するものとする。
- 4 市長は、事前協議に係る事項のうち墓地等の経営に係る事項に関し、経営の安定及び適正な管理を確保する実質的能力の有無を判断するため、次に掲げる事項について、宇都宮

市墓地、埋葬等経営許可の申請者の経理的基礎等に係る専門委員設置規則(令和2年規則第25号)第1条に規定する専門委員(以下「専門委員」という。)の意見を聴くことができるものとする。

(1) 申請予定者が墓地等の経営に必要な経理的基礎を有し、墓地等の経営に係る収支の見込みが適正であること。

(2) その他市長が必要と認める事項

5 市長は、事前協議の結果、第2条から前条までの基準に適合し、墓地等の設置に支障がないと認めるときは、事前協議済書を交付するものとする。

6 前項の事前協議済書の有効期間は、通知の日から起算して1年間とする。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

7 市長は、第3項に規定する助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお墓地等の設置に支障があると認めるときは、事前協議不適合通知書により申請予定者に通知するものとする。

8 第1項から前項までの規定は、法第10条第2項の規定による墓地等の区域等の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第1項本文中「第10条第1項」とあるのは「第10条第2項」と、「墓地等の経営」とあるのは「墓地等の区域等の変更」と、第5項及び第7項中「墓地等の設置」とあるのは「墓地等の区域等の変更」と読み替えるものとする。

(令2規則27・全改)

(事前協議事項の変更)

第6条 申請予定者は、事前協議に係る計画を変更しようとするときは、事前協議事項変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前協議に係る計画の変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、申請予定者は、新たに第5条に規定する事前協議をしなければならない。この場合において、既に交付された事前協議済書は、前条第6項の規定にかかわらず、その効力を失うものとする。

(1) 申請予定者を変更するとき。

(2) 墓地等の位置を変更するとき。

(3) 設計図に記された墳墓の基数を超えて増設するとき。

(4) 敷地面積の2分の1を超えて土地利用や配置を変更するとき。

(5) その他計画の変更が事前協議の内容と一体性を失うものであると認められるとき。

(令2規則27・追加)

(事前協議の取下げ)

第7条 申請予定者は、事前協議に係る計画の中止その他の事由により当該事前協議を取り下げようとするときは、事前協議取下届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、既に交付された事前協議済書は第5条第6項の規定にかかわらず、その効力を失うものとする。

(令2規則27・追加)

(墓地等の経営の許可の申請)

第8条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、経営許可申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 墓地等の経営に係る事前協議済書の写し
- (2) 第5条第2項各号に掲げる書類
- (3) 墓地等の設置について他の法令等による行政庁の許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けたことを証する書類の写し又は当該許認可等を受ける見込みであることを証する書類
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(令2規則27・追加)

(墓地等の区域等の変更の許可の申請)

第9条 法第10条第2項の規定による墓地等の区域等の変更の許可を受けようとする者は、変更許可申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、墓地等の区域等を拡張する場合は前条第2項各号に掲げる書類を、墓地等の区域等を縮小する場合は次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 変更後における第5条第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類
- (2) 改葬報告書(改葬を必要とする場合に限り。)
- (3) 墓地等の区域等の変更に係る事前協議済書の写し
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(令2規則27・追加)

(墓地等の廃止の許可の申請)

第10条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、廃止許可申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 地方公共団体にあつては、廃止に係る議会の議決書の写し
- (2) 地方公共団体以外の法人にあつては墓地等の廃止に係る当該法人の意思決定機関の決定を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもの以外のものにあつては墓地等の使用者の当該墓地等の廃止に同意する書類
- (4) 改葬許可証の写し及び改葬が終了したことを証する書類
- (5) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令2規則27・追加)

(許可指令書の交付等)

第11条 市長は、前3条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、許可をする場合は許可指令書を、許可をしない場合は不許可指令書を交付するものとする。

2 市長は、第8条第1項及び第9条第1項の規定による申請については、第2条から第5条までに規定する基準に適合すると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、法第19条の規定により墓地等の施設の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じることができるものとする。この場合において、第8条第1項及び第9条第1項の申請に係る許可を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、市長は、法第19条の規定により当該許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請書のとおり墓地等の造成、建築等がなされていないと認められるとき。
- (2) 第2条第1号の申請者が、当該宗教の信者等に使用させる墓地等として経営の許可を受けた後、当該墓地等を、正当な理由なく、宗教、宗派を問わない者に使用させる墓地等の一部又は全部を変更したとき。
- (3) 許可を受けた者以外の者が経営をしていると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(令2規則27・追加)

(工事完了の届出等)

第12条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営許可又は同条第2項の規定による墓地の

区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更許可を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了したときは、速やかに工事完了届出書を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(平18規則28・追加，令2規則27・旧第6条繰下)

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設の届出)

第13条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設，変更又は廃止について，同法第10条の許可があったとみなされるときは，当該墓地又は火葬場の経営者は，速やかに，新設（変更・廃止）届出書を市長に提出しなければならない。

(平18規則28・追加，令2規則27・旧第7条繰下)

(埋葬の方法)

第14条 埋葬を行うときは，深さ地下2メートル以上としなければならない。

(平18規則28・旧第6条繰下，令2規則27・旧第8条繰下)

(火葬の方法)

第15条 火葬を行うときは，死体の焼け尽くすまで看守人を付さなければならない。

(平18規則28・旧第7条繰下，令2規則27・旧第9条繰下)

(墓地等の管理)

第16条 墓地等の管理者は，常に，清潔を保持することに努め，かつ，破損の箇所は速やかに修理しなければならない。

(平18規則28・旧第8条繰下，令2規則27・旧第10条繰下)

(名称等の変更の届出)

第17条 墓地等の経営者は，次に掲げる事項に変更があったときは，速やかに，名称等変更届出書に，当該変更があったことを証明できる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等の名称

(2) 墓地の経営者の住所又は氏名(法人にあっては，主たる事務所の所在地又は名称もしくは代表者の氏名)

(平18規則28・追加，令2規則27・旧第11条繰下)

(様式)

第18条 この規則に規定する申請書の様式は，別に定める。

(平18規則28・旧第9条繰下，令2規則27・旧第12条繰下)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平18規則28・旧第10条繰下，令2規則27・旧第13条繰下)

附則

この規則は，平成8年4月1日から施行する。

附則(平成17年3月7日規則第4号)

この規則は，平成17年3月7日から施行する。

附則(平成18年3月31日規則第28号)

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附則(平成20年11月28日規則第61号)

この規則は，平成20年12月1日から施行する。

附則(令和2年3月31日規則第27号)

この規則は，令和2年4月1日から施行する。